

事例5 東洋アルミニウム㈱による昭和アルミパウダー㈱の株式取得

第1 本件概要

本件は、アルミニウム製品の製造販売事業を営む東洋アルミニウム株式会社（以下「東洋アルミ」という。）が、アルミニウムペースト（注）の製造販売事業を営む昭和アルミパウダー株式会社（以下「昭和アルミ」という。）の全株式を取得するものである。関係法条は、独占禁止法第10条である。

（注）アルミニウムペーストとは、純度の高いアルミ粉や箔を主原料に粉碎・研磨し、非常に薄いきりん片状にしたアルミ顔料である。

第2 一定の取引分野

1 製品の概要等

(1) アルミニウムペースト

アルミニウムペーストには、粒子の細かいファインパウダーを主な原料とする製品（以下「高輝度品」という。）と、粗いパウダーを主な原料とする製品（以下「一般品」という。）がある。高輝度品は、粒子が細かく輝度が高いことから光沢性が強く、主に、デザインなど意匠性が求められる自動車や家電製品の塗料に用いられている。これに対し、一般品は、粒子が粗く輝度が低いことから光沢性が弱く、主に、防錆効果を得るなどの機能性が求められる機械部品、構造物、船体等の塗料に用いられている。

また、高輝度品及び一般品のいずれについても、代理店を通じて、ユーザーである塗料メーカーやインキメーカーなどに販売されている。ユーザーは、通常、複数のメーカーからアルミニウムペーストを購入して塗料やインキを製造し、最終ユーザーである自動車メーカー、家電メーカー、印刷会社、造船会社等に販売している。

アルミニウムペーストの国内の市場規模については、景気の低迷に伴う最終製品や塗料等の販売減による影響のほか、用途によっては、アルミニウムペーストを使用しない製品への切替えの影響もあり、高輝度品及び一般品ともに、縮小傾向にある。

(2) アルミニウムパウダー

アルミニウムパウダーは、純度の高いアルミニウム粉粒であり、アルミニウムペーストの原料として使用されるところ、アルミニウムペーストの高輝度品の原料であるファインパウダーと、アルミニウムペーストの一般品の原料である粗いパウダーが存在する。粗いパウダーはファインパウダーの製造に派生して産出さ

れるものである。

アルミニウムパウダーの国内の市場規模は、アルミニウムペーストの国内需要の減少に伴って縮小傾向にある。

2 一定の取引分野の画定

当事会社は、共にアルミニウムペーストを製造販売していることから、本件株式取得は水平型企業結合の側面を持つ。また、当事会社のうち東洋アルミは、アルミニウムペーストの原料であるアルミニウムパウダーを製造販売していることから、本件株式取得は垂直型企業結合の側面も持つ。このため、それぞれの側面について検討を行った。

(1) 水平型企業結合

ア 商品範囲

アルミニウムペーストの高輝度品と一般品とでは、製品の販売価格に3から5倍程度の差があり、ユーザーが代替的に用いることがない。

したがって、当事会社間で競合しているアルミニウムペーストの「高輝度品」及び「一般品」をそれぞれ商品範囲として画定した。

イ 地理的範囲

アルミニウムペーストについては、高輝度品及び一般品のいずれも、輸送上の制約がなく、国内の地域によってユーザーが購入できる製品に差異はないこと、アルミニウムペーストの供給業者が全国的に事業を展開していることから、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

(2) 垂直型企業結合

ア 商品範囲

アルミニウムパウダー(川上の製品)とアルミニウムペースト(川下の製品)の関係については、ファインパウダーを原料として高輝度品が製造されるところ、ファインパウダーの代わりに粗いパウダーを用いて高輝度品を製造することはできない。

また、通常、粗いパウダーを原料として一般品が製造されるところ、ファインパウダーを用いて一般品と同等の製品を製造することは可能であるが、ファインパウダーの販売価格は粗いパウダーの販売価格の3から5倍程度であるため、ファインパウダーが一般品の原料として用いられることはない。

以上から、「ファインパウダー」を川上市場、「高輝度品」を川下市場として商品範囲を画定するとともに、「粗いパウダー」を川上市場、「一般品」を川下

市場として商品範囲を画定した。

イ 地理的範囲

川上市場であるファインパウダー及び粗いパウダーのいずれについても、輸送上の制約がなく、国内の地域によってユーザーであるアルミニウムペーストメーカーが購入できる製品に差異は無いこと等から、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

第3 本件行為が競争に与える影響

1 水平型企业結合

(1) 市場シェア

高輝度品の市場規模は約2,000トンであり、一般品の市場規模は約3,000トンである。

本件行為により、当事会社の合算販売数量シェア・順位は、高輝度品で約55%・第1位となり、本件行為後のHHIは約3,700、HHIの増分は約600となる。また、一般品で約75%・第1位となり、本件行為後のHHIは約6,200、HHIの増分は約1,700となる。そのため、いずれも水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

[高輝度品]

順位	会社名	市場シェア
1	東洋アルミ	約50%
4	昭和アルミ	約5%
(1)	当事会社合算	約55%

[一般品]

順位	会社名	市場シェア
1	東洋アルミ	約60%
3	昭和アルミ	約15%
(1)	当事会社合算	約75%

(2) 競争事業者の状況

高輝度品については、市場シェアが約30%の有力な競争事業者が1社存在するほか、市場シェアが約10%の競争事業者が1社存在する。また、一般品については、市場シェアが約25%の有力な競争事業者が1社存在する。

高輝度品及び一般品について、当事会社及び競争事業者は供給余力を有してい

る。

(3) 需要者からの競争圧力

アルミニウムペーストの価格は、高輝度品及び一般品のいずれについても、基本的には、アルミニウムペーストメーカーとユーザーとの間の交渉で決められるが、アルミニウムの地金価格の下落時にはアルミニウムペーストの値下げが行われている状況にあり、需要者からの競争圧力が一定程度存在すると認められる。

(4) 輸入

ア 高輝度品

現在、高輝度品の輸入は一部にとどまっている。これは、高輝度品の選定に当たり、ユーザーや最終ユーザーは意匠性を重視しているところ、ヒアリング等によれば、中国メーカーの製品については国内メーカーの製品と比較して品質が劣ること、また、欧米メーカーの製品については日本国内での納入体制が整っていないこと等の要因によるものと考えられる。

他方、ヒアリング等によれば、中国メーカーの製品について、技術向上により国内メーカーの品質水準に近似してきていると評価し、今後、中国メーカーの製品への切替えを検討するユーザーが存在している。実際、中国に進出した日系塗料メーカー等は、現地工場において中国メーカーの製品を採用していることから、今後の市場環境次第では、日本国内の工場においても中国メーカーの製品を採用するユーザーが増加する可能性はある。しかし、ユーザーの輸入品に対する低い評価や外国メーカーの日本市場参入への必ずしも積極的でない姿勢に鑑みると、輸入圧力が働いているとまでは評価できない。

イ 一般品

現在、一般品の輸入は行われていない。これは、ヒアリング等によれば、中国メーカーの製品は、国内メーカーの製品と比較して価格は安いものの、品質の安定性について不安があり、これを積極的に採用するほどの価格差ではないこと、欧米メーカーの製品は、商品価格に比して輸送コストがかさむこと等の要因によるものと考えられる。

他方、ヒアリング等によれば、中国メーカーの製品について、品質の安定性等の問題が解消されれば切り替えたいとするユーザーが存在していることから、今後の市場環境次第では、中国メーカーの製品の輸入が開始される可能性はある。しかし、ユーザーの輸入品に対する低い評価や外国メーカーの日本市場参入への必ずしも積極的でない姿勢に鑑みると、輸入圧力が働いているとまでは評価できない。

(5) 参入

高輝度品及び一般品について、国内の需要が減少傾向にあることから、新規参入を行っても収益の安定的な確保が見込み難いため、参入の可能性は低いものと認められる。

(6) 隣接市場からの競争圧力

高輝度品については、隣接市場の存在は認められない。

一般品については、ヒアリング等によれば、アルミニウムペーストを使用した塗料を用いることで防錆効果を得ることが主流であった分野において、昨今ではアルミニウムペーストを使用した塗料より耐用性に優れたエポキシ系塗料への切替えや、景観との調和を重視した色調のアルミニウムペーストを使用しない塗料への切替え等が行われている状況にあり、用途によっては隣接市場からの競争圧力が認められる。

(7) 当事会社の経営状況等

当事会社である昭和アルミは、国内需要の減少等を背景とする経営状況の悪化から、平成19年頃以降、親会社による継続的な財務支援等を受け、経営を維持しているものであるところ、平成20年度末決算以降において資本の欠損の状況が続いており、現在、債務超過の状況にあることが認められ、収益にも大きな改善はみられていない。

また、ヒアリング等によると、東洋アルミ以外の国内外のメーカーのうち、昭和アルミを企業結合により救済可能なメーカーの存在は認められない。

2 垂直型企业結合

東洋アルミは、自社工場でファインパウダー及び粗いパウダーを製造しているが、他のアルミニウムペーストメーカーには販売していない。また、東洋アルミは、ファインパウダーについて、内製により自社に必要な量全てを調達することができないことから、国内外のメーカーからも調達している。

昭和アルミは、自社でアルミニウムパウダーを製造しておらず、必要なアルミニウムパウダーを国内外のメーカーから調達している。

本件行為後、昭和アルミは、アルミニウムパウダーの一部を東洋アルミから調達することが考えられる。

(1) 東洋アルミによる昭和アルミ以外の事業者に対する原料の供給の拒否による市場の閉鎖性及び排他性の問題の有無

現在、東洋アルミは、ファインパウダー及び粗いパウダーのいずれについて

も、他のアルミニウムペーストメーカーには販売していないことから、本件株式取得により、他のアルミニウムペーストメーカーにとって、ファインパウダー及び粗いパウダーの調達が困難になることはない。

(2) 昭和アルミによる東洋アルミ以外の事業者からの原料の調達の拒否による市場の閉鎖性及び排他性の問題の有無

東洋アルミは、ファインパウダーについて、内製により自社に必要な量全てを調達できず、国内外のメーカーからも調達している状況にあることから、本件株式取得後において、東洋アルミが昭和アルミに大量のファインパウダーの供給を行うことは現実的ではない。また、ファインパウダーはアルミニウムペーストの高輝度品の製造以外の用途にも用いられるところ、ファインパウダーの市場全体の取引量のうち、昭和アルミのファインパウダー調達量は僅かである。

粗いパウダーについても、アルミニウムペーストの一般品の製造以外の用途にも用いられるところ、粗いパウダーの市場全体の取引量のうち、昭和アルミによる粗いパウダーの調達量は僅かである。

したがって、本件行為により、東洋アルミ以外のアルミニウムパウダーメーカーにとって、ファインパウダー及び粗いパウダーの供給先の確保が困難になることは考えられない。

第4 独占禁止法上の評価

1 水平型企业結合

(1) 高輝度品

高輝度品については、本件行為により、当事会社の合算シェアは約55%（第1位）となること、有力な競争事業者が存在し、当事会社及び競争事業者が供給余力を有していること、需要者からの競争圧力が一定程度存在すること、加えて、昭和アルミが実質的に債務超過に陥っており、運転資金の融資が受けられなくなり、近い将来において市場から退出する蓋然性が高い状況において、これを企業結合により救済可能な事業者で、東洋アルミによる企業結合よりも競争に与える影響が小さいものの存在が認め難いことから、当事会社の単独行動又は当事会社と他の競争事業者との協調的行動によって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

(2) 一般品

一般品については、本件行為により、当事会社の合算シェアは約75%（第1位）となること、有力な競争事業者が存在し、当事会社及び競争事業者が供

給余力を有していること、需要者からの競争圧力が一定程度存在すること、一般品の用途によっては隣接市場からの競争圧力が存在すること、加えて、昭和アルミが実質的に債務超過に陥っており、運転資金の融資を受けられなくなり、近い将来において市場から退出する蓋然性が高い状況において、これを企業結合により救済可能な事業者で、東洋アルミによる企業結合よりも競争に与える影響が小さいものの存在が認め難いことから、当事会社の単独行動又は当事会社と他の競争事業者との協調的行動によって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

2 垂直型企业結合

前記第3の2のとおり、本件行為により、市場の閉鎖性及び排他性の問題は生じないと認められることから、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

第5 結論

以上の状況から、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。